

令和8年第1回  
西多摩衛生組合議会定例会会議録

令和8年2月17日

西多摩衛生組合議会



# 令和8年第1回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 令和8年2月17日(火)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合大会議室

3 出席者 出席議員

1番 香取 幸子	2番 井上 一也	3番 浜崎 崇
4番 湖城 宣子	5番 阿部 悦博	6番 片谷 洋夫
7番 濱中 俊男	8番 菅 勇真	9番 秋山 義徳
10番 伊藤 広美	11番 清水 義朋	12番 青木 健

正副管理者

管 理 者	橋本 弘山	副管理者	大勢待 利明
副管理者	加藤 育男	副管理者	山崎 栄

西多摩衛生組合

事 務 局 長	山本 和晃	施 設 長	中島 勲
会 計 管 理 者	早野 正博		
総 務 課 長	石野 拓司	財務課長(兼)会計課長	宮田 浩徳
計 画 管 理 課 長	石川 雄一	維 持 運 転 課 長	太田 道雄
維持運転課設備管理担当主幹	穴澤 和俊	プレジデント西多摩管理課長(兼)企画課担当	伊藤 義孝

構成市町職員

青梅市環境部長	山中 威	福生市生活環境部長	鈴木 彰
羽村市産業環境部長	池田 明生	瑞穂町住民部長	吉野 久



# 令和8年第1回西多摩衛生組合議会 定例会議事日程

令和8年2月17日 (火)  
午後1時30分 開会  
西多摩衛生組合大会議室

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 一般質問

日程第4 議案第1号  
西多摩衛生組合組織条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第2号  
西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

日程第6 議案第3号  
令和8年度西多摩衛生組合予算

日程第7 議案第4号  
令和8年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について



午後1時30分 開会

○議長（清水義朋） 皆さん、こんにちは。今日は、令和8年第1回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともに忙しい中、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

議員定数12名、出席議員12名、欠席議員ゼロ、よって、定足数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより令和8年第1回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申出がありますので、これを許します。

橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 皆さん、こんにちは。お許しをいただきまして、ご挨拶を申し上げます。

今日は、令和8年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、全員の議員の皆様方にご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼を申し上げます。

初めに、1月24日に挙行いたしましたフレッシュランド西多摩よつ葉の湯竣工式典におきましては、議員各位にご臨席を賜り、滞りなく執り行うことができましたことに、心より感謝を申し上げます。今後の施設運営につきましても、一層のご指導とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、組合の事務事業の状況であります。まず、環境センターでの可燃ごみの処理につきまして申し上げますと、構成市町のごみ搬入量は、令和8年1月末現在で約4万6,600トンとなっております。これは、前年同期と比較しますと約1,500トン、3.1%の減となっており、今年度末における年間搬入量は5万5,600トンになると見込んでおります。

環境センターでのごみ焼却処理に当たりましては、公害防止設備をはじめ、施設の維持管理に万全を期し、法律で定められた環境基準並びに地域住民との間で締結しております公害防止協定を遵守しながら、安全かつ衛生的に処理を行っているところであります。

次に、フレッシュランド西多摩よつ葉の湯の状況ですが、竣工式の後、構成市町住民を対象としたプレオープンイベントを経て、2月1日に新たな天然温泉施設としてリニューアルオープンいたしました。

オープン当日には、3市1町の公式キャラクターが来館者をお迎えいたしました。現在、温浴施設では1日平均717人程のご利用をいただいております。大変喜ばしいスタートを切ることができました。オープンから現時点までの状況等につきましては、後ほどの議員全員協議会の中でご報告をさせていただきます。

今次定例会には、条例案件2件、予算案件1件、分賦金の決定案件1件、合わせて4件の議案をご提案申し上げます。いずれも重要な案件でありますので、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（清水義朋） 以上で、管理者の発言は終わりました。

これより、議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元にご配布いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名についての件を議題といたします。

会議録署名議員の指名は、議会会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

5番、阿部悦博議員、6番、片谷洋夫議員、以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長から報告いたします。

山本事務局長。

○事務局長（山本和晃） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、令和8年2月9日付、西衛発第604号で令和8年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨、管理者より議長宛てに通知があり、これを受理してございます。

次に、定例会の会期でございますが、提出議案の件数、また、その内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとしてお諮りすることとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程でございますが、既にお手元に配布しておりますとおりの議事日程で進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、日程第6、議案第3号令和8年度西多摩衛生組合予算と日程第7、議案第4号令和8年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての2件につきましては、関連がございますので一括してご審議を願うこととさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本定例会における議事説明員として、正副管理者、会計管理者及び事務局長以下、事務局職員が出席しておりますことをご報告申し上げます。

○議長（清水義朋） 以上で、報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおり進めますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。今次定例会の会期については、2月17日、1日限りといたしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） ご異議なしと認めます。よって、会期については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

次に、日程第3、一般質問を行います。

通告がありますので、発言を許します。

2番、井上一也議員。

○2番（井上一也） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

清掃工場を所管している西多摩衛生組合においては、3市1町の家庭から排出される一般廃棄物の安定的な処理は、住民生活を支える最も基礎的で、かつ重要なサービスと言えるものです。日々、安全で安定した処理に尽力されてる職員の皆様、心より敬意と感謝を申し上げます。

一方で、この重要な行政サービスを今後も将来にわたり、いかに持続可能な形で維持していくのか、これは避けては通れない課題でもあります。

現在、西多摩衛生組合で策定されている一般廃棄物処理計画、皆さんも見たことあると思うのですが、このピンク色の冊子、こちらのほうの内容を確認しますと、施設の運営や更新に関する見通しは、長い表があるんですけど、こちら、令和18年までしか決められておりません。

しかし、清掃工場の特性を考えれば、更新や建替えだとか、長期間な検討と準備が必要であります。計画の見通しがこの基本計画で令和18年までしかない、このような形で示されていないような状況では、将来を担う職員の確保や技術力の継承にも不安が生じかねないところです。そこで、お伺いしたい

と思います。

今後の施設の運営、維持管理、特に長期的な施設更新計画について、西多摩衛生組合としてどのように考えているのか、現時点での考えを伺いたいと思います。

○議長（清水義朋） 橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） それでは、2番、井上一也議員のご質問にお答えいたします。

西多摩衛生組合は、青梅市、福生市、羽村市及び瑞穂町の3市1町により構成されている一部事務組合であります。

一部事務組合とは、地方自治法に基づき、構成市町の事務の一部を共同処理するために構成市町の協議により組合規約を定め、構成市町の議会の議決を経て設けられる特別地方公共団体であります。また、一部事務組合が成立すると、組合が共同処理する事務は構成市町の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれます。

西多摩衛生組合規約第3条第1項には、共同処理する事務として、ごみ処理施設の設置及び運営に関することが規定されております。ご質問の今後の環境センターの施設運営、維持管理につきましては、一般廃棄物処理基本計画及び環境センター長寿寿命化計画に基づき、適正にごみ処理施設の維持管理を行ってまいります。

次に、長期的な施設更新計画につきましては、令和7年11月の組合議会議員全員協議会の西多摩衛生組合環境センター現状の課題と今後の対策（案）についてでご説明しましたとおり、環境センター長寿寿命化計画では、令和20年度以降の計画は白紙の状態であります。現有施設の耐用年数や稼働状況、今後のごみ処理量の推移、財政負担等を総合的に勘案しながら、長寿寿命化を基本とした設備更新を進めていく考えであります。

併せて、将来的な施設の更新計画については、当組合が独自に決定することができないことから、構成市町が主体となって、構成団体の枠組み、施設の規模や場所の選定等を含め、十分に協議を重ねながら検討することとなります。

引き続き、構成市町と連携を図りながら、住民生活に不可欠な廃棄物処理を将来にわたり安定的に継続できるよう、適切な施設運営及び計画的な維持管理・更新に努めるとともに、当組合といたしましては、環境センターの余寿命診断や現状報告等、構成市町への情報提供を徹底し、構成市町が主体となって行われる環境センターの今後の方向性の検討にも協力してまいります。

以上で、井上議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（清水義朋） 2番、井上一也議員。

○2番（井上一也） 橋本管理者からの答弁、ありがとうございます。

今の答弁内容にもありましたが、組合が更新計画などについて単独では判断できない立場であるという事は理解しております。

ただ、構成市町が主体となって行われる環境センターの今後の方向性の検討について、組合は協力していくということで、この点は強くお願いしたいところでございます。

また、この件については、西多摩衛生組合、そして構成市町だけではなく、東京都の環境局やほかの一部事務組合、施設更新をした一部事務組合などもありますので、その情報なども得ながら進めていくということはとても有効なことでございますので、申し添えさせていただきます。独自には決められないということだからこそ、周辺を巻き込んだ準備だけは早めに取り組む必要があるかと考えます。

西多摩衛生組合の一般廃棄物処理計画、こちらのほうを見ますと、焼却量は平成28年度の6万2,076

トンから令和 18 年度には 5 万 551 トンへと大きく減少する見込みとなっています。これは、人口減少の影響もありますけれど、リサイクル率の向上というすばらしい成果だと考えます。このことは喜ばしい一方で、施設規模との乖離という新たな問題も生じます。

ここで、組合の沿革を振り返りますと、現在この焼却炉施設は昭和 60 年に改善計画が提起されています。その後、平成 6 年に建設を着手、そして平成 10 年に完成と、構想から完成まで実に 13 年も要しています。

施設の部分的な改修工事による長寿命化というやり方もありますが、施設の更新もそろそろ考える時期に来ているのかと考えます。現在の施設について設置された当時の歴史を振り返れば、仮に次の更新を考えたとき、今まさに検討に入るべき時期ではないでしょうか。

現在のごみ搬入量、こちらのほう、開設当初は約 7 万トンありました。平成 15 年には約 7 万 7,000 トンの焼却処理、それが令和 6 年度には 5 万 6,000 トンへと約 2 万トンも減少しています。

11 月の全員協議会でも、3 炉ある焼却炉の 1 炉を休止すべきというようなお話がありました。これは、ごみ量が減少したから、ごみが減ったから休止にしますよという話ではなく、羽村市、瑞穂町の地元との協定により、焼却炉は 3 炉あっても 2 炉までしか使えない、稼働させることはできないという話になっていることは知っております。

余力が 2 万トンもちょっとできてるということで、この点、少しもったいないなと考えています。余力があることはよいことなのですが、施設能力が過大過ぎるといって、運転管理の難しさやコスト面の課題が生じる可能性があります。

このことを補うため、広域化という話もあるのかなと思うのですが、広域化の事例としては、多摩地域の下水道施設、こちらのほうを見ますと、立川市や八王子市にある市の下水处理場を廃止して、東京都の流域下水道のほうに移行するなど、下水道はいろいろと広域化を進めているようです。

こうした状況を踏まえ、将来的な施設更新を見据えた場合、広域化、あるいは超広域化、これらについて課題として整理、検討する必要があるのではないかと考えていますが、組合としての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（清水義朋） 山本事務局長。

○事務局長（山本和晃） それでは、再質問にお答えいたします。

まず、将来的な施設更新を見据えた広域化についてでございますが、一部事務組合の構成団体の数を増やす場合、こちらは構成市町と加わる団体との協議によりまして、組合規約の変更内容を定めた上で東京都知事の許可が必要となることから、当組合で独自に判断することはできない状況でございます。

次に、将来的な施設更新を見据えた広域化について課題として整理・検討する必要があるとのご質問につきましては、議員のおっしゃるとおり、整理・検討する内容につきましても多岐にわたるため、当組合としましては、構成市町と連携取りながら必要な情報収集、それから情報提供を行っていきたいと考えております。

なお、構成市町関係部課長が主体となって、令和 20 年度以降の西多摩衛生組合の在り方についてを検討する会議体が令和 7 年 11 月より立ち上がってございます。当組合の管理職員もその会議体のほうに参加をして、いろいろ検討のほうを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水義朋） 2 番、井上一也議員。

○2 番（井上一也） 事務局長の答弁ありがとうございます。

事務局長の答弁の中に、将来の在り方について今しっかりと検討が始まっているということで、その点、将来の計画については安心することができるのかなと考えます。

ここからは、あえて問題提起として申し上げたいと思います。

先ほど、組合で処理する約2万トン分の廃棄物が減少して、施設に余力が生まれていると申し上げましたが、この2万トン分の廃棄物を仮称A自治体としますが、広域化により西多摩衛生組合の施設で共同処理、つまり受入れをした場合、構成市町が負担する分賦金は、青梅市で約2億円、羽村市、福生市で約1億円、我が瑞穂町でも約7,000万円それぞれ分賦金が軽減される可能性があります。

また、将来、新たに施設を建て替えるとなれば、近隣の事例から見ても、建設費は500億円以上の規模となり、その負担は最終的に構成市町の財政に直接跳ね返ってきます。

清掃工場の建て替えは長期間にわたるもので、我々議員も含め、任期の中では完結しない事業です。しかし、誰の任期でもないからこそ、今、問題意識を持つことができるかどうか、このことが50年後、100年後の自治体経営を左右すると感じています。

廃棄物処理は今日の問題であると同時に、将来の自治体財政と、住民、孫の世代までの地域住民の生活を左右する大きな事業の一つと考えます。今すぐ結論を出す必要はないかもしれませんが、しかし、考え始めることを先送りしてはなりません。

本日の質問が、構成市町のそれぞれにおいて将来の廃棄物処理の在り方を考えるきっかけとなることを期待し、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（清水義朋） 以上で、一般質問を終わります。

これより、議案審議に入りますが、議会議事規則第33条の規定により、原則、質疑は同一議員につき同一議案について3回までとなっております。なお、1回の発言につき、質疑内容が多岐にわたる場合は、同条ただし書の規定により、1発言につき3問までとし、質疑を分けて発言することを許しますので、よろしくお願いたします。

それでは、日程第4、議案第1号、西多摩衛生組合組織条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。

橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま議題となりました、議案第1号西多摩衛生組合組織条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、令和8年度、運転業務の全面委託化等を踏まえた組織改正に対応し、西多摩衛生組合事務局に設置する課名を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容は、議案第1号及び附属資料のとおりであります。職員数減少の将来を見据え、現在、平日の午前8時30分から午後5時までの間、組合職員で行っている環境センターの運転業務を全面委託化することに伴い、これまでの維持運転課を施設課に改めるものであります。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（清水義朋） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水義朋) 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号、西多摩衛生組合組織条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水義朋) ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5、議案第2号、西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。

橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) ただいま議題となりました議案第2号、西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、諸般の情勢に鑑み、識見を有する者の中から選任された監査委員の報酬額を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容は、議案第2号及び附属資料のとおりであります。別表第1(第2条関係)で規定する監査委員の報酬額のうち、識見を有する者の中から選任された者の額を年額35,000円から日額23,000円に改めるものであります。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(清水義朋) 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、井上一也議員。

○2番(井上一也) 二つ質問をさせていただきます。

こちらの監査委員の識見を有する者というようなことが書いてあるのですが、この識見というところで何か例えば資格、この辺の要件はあるのでしょうか。例えば公認会計士だとか税理士だとか、その辺りがあるのかお伺いしたいと思います。

2問目でございます。日額の2万3,000円というようなことがありますが、これがどのような根拠でちょっと出されているのか、その辺りについて伺いたいと思います。

以上、2問お願いいたします。

○議長(清水義朋) 石野総務課長。

○総務課長(石野拓司) まず、1点目の識見を有する者につきましては、地方自治法に、地方公共団体の財務管理事業の経理管理、その他行政に関し、優れた識見を有する者との規定はございますが、職種や資格についての定めはございません。

しかしながら、専門的な知見から監査を行うため、ほかの自治体では公認会計士や税理士などの資格を有する方が選任されています。

当組合の識見を有する監査委員につきましては、従前より福生市の代表監査委員の方を選任してございまして、当組合の構成市町と同様に、公認会計士や税理士などの資格を有する方が選任されています。

続きまして、2点目の日額2万3,000円の根拠につきましては、多摩地域にございます清掃関係一部

事務組合の代表監査委員報酬額の平均額でございます。

○議長（清水義朋） 2番、井上一也議員。

○2番（井上一也） ありがとうございます。

1問目の質問については承知しました。

2問目の質問でございます。

日額の2万3,000円という、これ、設計金額からすると、例えば何か一般作業員、もしくは特殊作業員ぐらいのかなり安い金額ではないのかなということにはちょっと気になっておまして、国土交通省は、これ、令和7年の2月に、ちょっと古い資料なんですけど、ここに書かれているのは、全職種単純平均値が4万9,570円になりましたよというようなことが書かれてるんですけど。

せめて公認会計士さん、税理士さん、資格を持っている方に来てもらうなら、ある程度もう少しお金、必要ではないかなということで、逆に、安くて来なくなっちゃうということをおそれているところなんですけど、その辺りについては大丈夫でしょうか。確認させていただければと思います。

○議長（清水義朋） 石野総務課長。

○総務課長（石野拓司） 再質問にお答えいたします。

当組合をはじめとして、一部事務組合では、特別職の報酬額を定める審議会等を有しておるわけではなく、近隣の一部事務組合との均衡を調整するということで整合を図っておまして、先ほど申し上げましたとおり、多摩地域にある一部事務組合との整合を図るという改善を図らせていただきたいと考えております。

○2番（井上一也） ありがとうございます。

○議長（清水義朋） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号、西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第6、議案第3号及び日程第7、議案第4号の2件につきましては、関連がございますので一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第3号令和8年度西多摩衛生組合予算及び日程第7、議案第4号令和8年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての2件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。

橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） それでは、一括議題となりました議案第3号、令和8年度西多摩衛生組合予算及び議案第4号、令和8年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第3号令和8年度西多摩衛生組合予算につきましてご説明を申し上げます。

令和8年度予算の算出の基礎となります数値を申し上げますと、ごみ搬入量につきましては、前年度の当初予算と比較し1,500トン減の5万5,600トンを見込んでおります。構成市町の人口につきましては、令和7年10月1日現在の人口、27万1,341人を採用しており、これは前年度と比較し756人の減少となっております。

予算の内容であります。歳入予算におきましては、令和8年度の主要事業であります第二期基幹的設備改良工事の財源措置として循環型社会形成推進交付金等を新たに計上したほか、フレッシュランド西多摩改修事業の終了に伴い、その分の繰越金及び組合債を減額しております。

次に、歳出予算では、フレッシュランド西多摩改修事業に伴う経費を減額したほか、国及び東京都の勧告等を見込み、人件費を増額しております。また、歳入のところでも申し上げましたが、第二期基幹的設備改良工事及び運転監視業務の委託拡大に伴う経費を計上しております。

この結果、歳入歳出予算の総額は、それぞれ22億6,900万円となり、前年度の当初予算と比較いたしますと3億7,300万円、率にして14.1%の減となっております。

次に、議案第4号令和8年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定の件についてご説明申し上げます。

本案につきましては、ただいまご説明いたしました令和8年度予算に基づき、組合市町分賦金の総額を組合予算の約94%、21億2,853万1,000円に決定するとともに、負担割合に基づき、構成市町ごとに定めようとするものであります。

なお、議案第3号及び第4号の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（清水義朋） 宮田財務課長。

○財務課長（宮田浩徳） それでは、議案第3号令和8年度西多摩衛生組合予算及び議案第4号令和8年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についてのご説明をさせていただきます。

予算編成の基礎数値でございますが、ごみの搬入量及び構成市町の人口につきましては、先ほどの管理者の説明のとおりでございます。

それでは、議案第3号、令和8年度西多摩衛生組合予算につきましてご説明をいたします。

令和8年度西多摩衛生組合予算書の1ページをお開き願います。

令和8年度西多摩衛生組合予算の総則でございます。

第1条第1項は、歳入歳出の総額を22億6,900万円と定めようとするものでございます。第2項は、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によると定めようとするものでございます。

第2条は、地方自治法の規定により債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によると定めようとするものでございます。

第3条は、地方自治法の規定により地方債を起すことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によると定めようとするものでございます。

第4条は、地方自治法で認められております一時借入金の最高額を5,000万円と定めようとするもの

でございます。

恐れ入ります、2、3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算でございます。まず、上段の歳入でございますが、第1款分賦金から第6款組合債までの構成となっております。次に、下段、歳出は、第1款議会費から第6款予備費までの構成となっております。歳入歳出の合計は、それぞれ22億6,900万円でございます。

次に、3ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為でございます。債務負担行為をいたそうとする事項は、第二期基幹的設備改良工事でございます。西多摩衛生組合長寿命化計画に基づき実施する事業でございます。こちらは、更新する機器が多岐にわたりますことから、その施工期間を令和8年度から令和10年度の3年間とし、限度額33億1,100万円の債務負担行為を定めようとするものでございます。

続きまして、第3表、地方債でございますが、こちらは、ただいま申し上げました第二期基幹的設備改良工事の財源として地方債を活用するもので、令和8年度の借入れの限度額を8,190万円に定めようとするものでございます。また、その他、起債の方法、利率、償還の方法については、本表のとおりでございます。

恐れ入ります、6、7ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。6ページにつきましては、2ページの第1表と同様の内容となりますことから、7ページの歳入よりご説明を申し上げます。

第1款1項1目分賦金は21億2,853万1,000円、前年度対比804万3,000円の増額でございます。これは、歳入における他の財源の減少、また、歳出では、消費的経費である人件費及び物件費の増加分と維持補修費の減額分を相殺した結果、このような増額となっております。

続きまして、第2款1項1目使用料は54万7,000円、前年度比2万3,000円の減額でございます。

2項1目総務手数料は前年度と同額の1,000円でございます。

第3款1項1目じん芥処理費国庫補助金は4,161万6,000円で、新規計上でございます。これは、第二期基幹的設備改良工事の財源として循環型社会形成推進交付金を活用することによる計上でございます。

恐れ入ります、8、9ページをお開き願います。

第4款1項1目繰越金は1,000万円、前年度比1億3,185万8,000円の減額でございます。これは、フレッシュランド西多摩改修事業の終了に伴い、繰越金の財源充当分を未計上としたことが減額の要因でございます。

第5款1項1目預金利子は、前年度と同額の1,000円でございます。

2項1目雑入は640万4,000円、前年度比2,367万8,000円の減額でございます。これは、能登半島地震の災害廃棄物の受入れ終了に伴い、委託受託金を未計上としたことが主な要因となっております。

9ページをご覧ください。

第6款1項1目じん芥処理債は8,190万円で、新規計上でございます。これは、第二次基幹的設備改良工事に係る新規借入れ分でございます。令和7年度に借り入れた余熱利用施設事業債と相殺いたしますと、第6款組合債全体では2億6,710万円の減額でございます。

以上、歳入合計は22億6,900万円で、前年度比3億7,300万円の減額でございます。

恐れ入ります、10、11ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。令和8年度につきましては、人件費の上昇及び物価高騰の影響を受け、全般的な経常経費が増加傾向にございます。

それでは、第1款1項1目組合議会費ですが、134万3,000円で前年度対比28万6,000円の減額でございます。これは、13節使用料及び賃借料におきまして行政視察のバス借上料を未計上としたことが主な要因でございます。

11ページをご覧ください。

第2款1項1目一般管理費は3億8,677万円、前年度対比2,105万5,000円の増額でございます。この要因は主に人件費でございまして、国及び東京都の勧告等、給与上昇分を見込んだことによる増額でございます。

それでは、1節報酬をご覧ください。1節報酬は32万円で、前年度比929万5,000円の減額でございます。これは、委託業務の拡大に伴い、会計年度任用職員の雇用を停止することとしたため、その分の報酬を未計上としております。

次の2節から4節までは、先ほど申し上げました国等の勧告を見込み、前年度比で増額となったものでございます。順番に申し上げますと、2節給料が1億2,571万6,000円で前年度比466万1,000円の増額、3節職員手当等については、1億3,803万6,000円で前年度比2,534万3,000円の増額、最後に、4節共済費ですが、4,720万5,000円で前年度比249万3,000円の増額となりまして、人件費全体では前年度比、2,320万2,000円の増額となっております。

なお、人件費の詳細につきましては、22ページからの給与費明細書に記載してございますので、後ほどご覧願います。

恐れ入ります、12、13ページをお開き願います。

13ページの12節委託料をご覧ください。12節委託料は838万4,000円、前年度対比161万8,000円の減額でございます。これは、社会科見学用資料作成業務委託料とネットワーク機器更新作業委託料の2件を新規計上いたしておりますが、前年度に終了した事業経費等を相殺した結果、この減額となっております。

14、15ページをお開き願います。

14ページの18節負担金、補助及び交付金をご覧ください。18節負担金、補助及び交付金は5,076万1,000円で、前年度比28万8,000円の増額でございます。これは、全国都市清掃会議負担金の新規計上、また、資格取得計画に基づいた各種講習会等負担金の増額が主な要因となっております。

恐れ入ります、16、17ページをお開き願います。第3款1項1目じん芥処理費は16億5,197万9,000円、前年度対比7,435万5,000円の増額でございます。これは、運転管理業務の拡大や第二期基幹的設備改良工事の計上に加え、物価及び労務単価のコスト上昇分を合わせた経費の増額分と、前年度実施事業の減額分を相殺した結果でございます。

それでは、10節需用費をご覧ください。10節需用費は2億5,754万6,000円で、前年度対比2,066万7,000円の増額でございます。これは、電気料で基本料金の上昇及び購入電力の増加等を要因といたしております。

続きまして、12節委託料でございますが、4億1,311万6,000円、前年度比9,741万2,000円の増額でございます。これは、先ほど申し上げました、運転監視業務を全面委託とした施設運転管理業務委託料と廃掃法に基づき作成いたします一般廃棄物処理基本計画等作成委託料の計上が増額要因となっております。

恐れ入ります、18、19 ページをお開きください。

14 節工事請負費をご覧願います。14 節工事請負費は9億 7,741 万 6,000 円で、前年度対比 4,302 万 1,000 円の減額でございます。これは、第二期基幹的設備改良工事を新たに計上いたしたところでございますが、設備更新工事の減少及び前年度に施設維持整備工事における法令点検を実施したことによる減額分を相殺した結果によるものでございます。

恐れ入ります、19 ページをご観覧ください。

第4款1項1目施設運営費は1億 1,443 万 6,000 円、前年度対比 4億 6,612 万 2,000 円の減額でございます。これは、令和6・7年度の継続事業であった（仮称）フレッシュランド西多摩改修事業の終了が減額の要因でございます。

それでは、12 節委託料をご観覧ください。12 節委託料は1億 1,391 万 7,000 円で、前年度対比 3,159 万 1,000 円の増額でございます。これは、フレッシュランド西多摩指定管理料でございまして、前年度は改修工事の竣工に合わせ、7か月間の計上としておりましたが、本年度は1年分を計上したことによるものでございます。

恐れ入ります、20、21 ページをお開き願います。

第5款公債費の1項1目元金でございますが、1億 620 万 4,000 円、前年度比 522 万 4,000 円の減額でございます。これは、基幹的設備改良工事で借り入れた一部の償還が前年度、終了を迎えたことが要因でございます。

続きまして、2目利子でございますが、493 万 3,000 円、前年度比 369 万円の増額でございます。こちらについても元金と同様に、基幹的設備改良工事の一部が償還終了を迎えたところではございますが、令和7年度に借り入れたフレッシュランド西多摩改修事業費の利子が発生したことにより、それらを相殺した結果の増額でございます。

21 ページをご覧願います。

第6款予備費は333 万 5,000 円でございます。

以上、歳出合計は22億 6,900 万円で、前年度比 3億 7,300 万円の減額でございます。

恐れ入ります、22、23 ページをお開き願います。

関係資料として、この22 ページから33 ページまでが給与費明細書となっております。

続きまして、34、35 ページをお開き願います。

34 ページは、債務負担行為に関する調書でございまして、4件の案件を記載してございます。

右の35 ページについては、地方債に関する調書でございまして、この表、右側の一番下の欄にございます9億 8,506 万 4,000 円が令和8年度末における地方債現在高の見込額でございます。

以上、議案第3号令和8年度西多摩衛生組合予算につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号令和8年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についてのご説明をいたします。

恐れ入ります、2枚目の議案第4号附属資料をご覧願います。

こちらは、令和8年度予算に基づき積算した分賦金の内容でございます。

まず、本予算の分賦金算出根拠からご説明いたします。資料中段の表2、人口割合比較をご観願います。こちらについては、令和7年10月1日現在の人口を採用しております。

それでは、組合市町別に人口と負担割合を申し上げます。

青梅市は12万 8,678 人、負担割合が47.42%。福生市は5万 6,739 人、負担割合が20.91%。羽村市

は5万3,977人、負担割合は19.89%。瑞穂町は3万1,947人、負担割合は11.78%。組合市町の人口の合計ですが、27万1,341人で、前年度比756人の減少でございます。

次に、下段の表3、ごみ搬入割合比較でございますが、こちらにつきましては、構成市町から提出された令和8年度のごみ搬入量を採用しております。

それでは、組合市町別にごみ搬入量と負担割合を申し上げます。

青梅市は2万6,800トンで、負担割合は48.20%。福生市は1万500トンで、負担割合は18.89%。羽村市は1万600トンで、負担割合は19.06%。瑞穂町は7,700トンで、負担割合は13.85%。組合市町の合計搬入量は5万5,600トンで、前年度比1,500トンの減少を見込んでございます。

このような状況を踏まえまして、上段表1、分賦金比較につきましてご説明を申し上げます。

青梅市は10億851万1,000円で、負担割合は47.38%、前年度比1,242万9,000円の増額でございます。福生市は4億1,675万7,000円で、負担割合が19.58%、前年度比379万円の減額でございます。羽村市は4億756万2,000円で、負担割合が19.15%、前年度比480万1,000円の減額でございます。瑞穂町は2億9,570万1,000円で、負担割合が13.89%、前年度比420万5,000円の増額でございます。合計といたしましては、21億2,853万1,000円で、前年度比804万3,000円の増額でございます。

議案第3号令和8年度西多摩衛生組合予算及び議案第4号令和8年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての説明は以上でございます。

○議長（清水義朋） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

初めに、議案第3号令和8年度西多摩衛生組合予算の件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

次に、議案第4号令和8年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

ただいま一括議題といたしました議案のうち、議案第3号令和8年度西多摩衛生組合予算の件についてお諮りいたします。本案について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号令和8年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件をお諮りいたします。本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたします。

これをもちまして、令和8年第1回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

なお、2時30分より、引き続き議員全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後2時20分 閉会